

議案第84号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第11項第1号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下この項の表において同じ。）の目中

「

2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき526,700円
---------------------	---------------

」を

「

300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき283,900円
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき366,500円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき526,700円

」に、

「

2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき236,900円
---------------------	---------------

」を

「

300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき110,300円
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき145,300円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき236,900円

」に改め、同項工

場、倉庫等の目中

「

2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき80,500円
---------------------	--------------

」を

「

300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	1 件につき 30,700 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 42,700 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 80,500 円

」に改め、別表第

4 第 1 1 項第 2 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改め、同項非住宅部分の目中

「

300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 372,500 円
--------------------------------------------------	-----------------	------------------

」を

「

300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	1 件につき 16,400 円	1 件につき 283,900 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 372,500 円

」に、

「

300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 147,700 円
--------------------------------------------------	-----------------	------------------

」を

「

300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	1 件につき 16,400 円	1 件につき 110,300 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 147,700 円

」に

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 1 条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査の項中「第 3 1 条」を「第 3 6 条」に、「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改め、同表備考第 1 号中「第 3 0 条第 2 項後段」を「第 3 5 条第 2 項後段」に、「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改め、同表備考第 2 号中「第 3 0 条第 1 項各号」を「第 3 5 条第 1

項各号」に改め、別表第4第11項第3号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項非住宅部分の目中

「

300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円
--------------------------------------------------	---------------	----------------

」を

「

300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	1件につき 16,400円	1件につき 283,900円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円

」に、

「

300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円
--------------------------------------------------	---------------	----------------

」を

「

300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	1件につき 16,400円	1件につき 110,300円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円

」に

改め、同表備考第1号ア中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。